

# ファイバーエース無結露30年延長保証約款

## 第1条（総則）

一般社団法人セルロースファイバー保証協会（以下「協会」という。）は、会員（保証書記載の保証者である施工会社、以下「会員」という。）が請け負った工事の目的物（以下「工事目的物」という。）について被保証者（保証書記載の施主。但し法人を除く個人とする。）に対して施工上の瑕疵がない場合に、この約款に従って保証します。

## 第2条（契約の成立）

保証契約の成立は、保証料の納付と協会が被保証者に対して所定の保証書を交付することで成立します。

## 第3条（保証対象及び期間）

協会が保証する対象及び期間は、当該工事の種類または部位等により、別表1に定めるところとなります。

- 保証する期間は、保証書記載の発行日から起算して10年とします。
- 保証期間終了後の延長保証については、保証期間満了前に協会の指定検査機関の検査、または施行会社による自主検査により、再度発行申請を行うことにより更に10年延長する事ができます。但し更新は2回までとし最長を30年とします。

## 第4条（保証の限度額）

協会が保証する工事は、保証する工事について別表1の条件を満たし、別表2に定める金額に相当する工事を限度とします。

- 法令に定められた瑕疵保険を優先します。

## 第5条（免責事項）

協会は、以下いずれかの事項に起因して生じた工事目的物の不具合についての保証の責任は負いません。

### (1) 一般的免責事項

- 地震、噴火、洪水、津波、地盤変動、地盤沈下、風害、水害、凍結、またはこれらに類似の変象並びに塩害、公害、異常電圧によるもの
- 戦争、内乱、そうじょう、労働争議による場合
- 建物の倒壊、火災、落雷、破裂、爆発、水没、水漏れ、または外部からの物体の落下・飛来・衝突のもしくは盗難等の偶然且つ外来の事由
- 会員（下請けた者を含む。）が施工した部位以外の部位の損傷等による場合
- 工事の施工中またはその前後における会員（下請けた者を含む。）以外の行為等による場合
- 所有者または使用者の不適切な維持管理または受注契約時の使用目的と異なる方法による場合
- 被保証者から支給された資材または工事注文者の与えた指図による場合
- 保証した当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象による場合
- 工事目的物の損傷による第三者からの損害賠償

### (2) 個別的免責事項

- 協会が認可した以外の製品及び施工を行った場合
- 協会が認可した以外の製造会社の部材を採用した場合
- 適用工事以外の工事の場合
- 協会以外で工事目的物を修補した場合
- 建物が欠陥があった場合
- 会員が協会へ保証申請しなかった、もしくは保証料を支払わなかった場合
- 会員が工事後、協会へ申請書類一式を提出しない、または申請書類一式に不備がある場合
- 施工上の瑕疵があった場合

リ、保証を引受する時に協会認定の認定士が在籍していない場合

ヌ、保証期間中に正常な使用状態ではなかった場合

## 第6条（変更等通知義務）

保証契約締結後、保証書の記載事項に変更が発生した場合には、被保証者は、遅滞なく書面をもってその旨を協会へ通知する事とします。

2 保証契約締結後、被保証者は建物の大規模修繕や電気設備の修繕をする場合は、協会に通知した上で、保証対象品に問題がないか確認をする事とします。

## 第7条（保証契約の解除）

協会は下記にいずれかに該当する場合、保証書に記載された被保証者の住所宛に送付する書面による通知をもって、この保証契約を解除することができます。

- 被保証者と会員の間に成立した工事目的物に関する請負契約について、被保証者がその債務を履行しない場合
- 前項のほか、協会はこの保証契約を解除する相当の理由があると認めた場合

## 第8条（保証契約の無効）

協会は保証契約の締結の際、次の事実があったときはこの保証契約を無効とします。

尚、保証契約の保証料については返還しません。

- この保証契約に関し、被保証者及び会員に詐欺の行為があった場合
- 被保証者が工事に不具合があることを知っていた場合
- 保証書に所定事項の記載がない場合、または記載された字句が書き換えられたり、書き加えられた場合
- 保証書に事実と異なることが記載された場合
- 被保証者の故意または過失により建物欠陥がある場合

## 第9条（保証契約の失効）

保証契約締結後、次の場合は保証契約が失効します。

- 別表1に定める保証期間が経過し、期間内に更新手続きがなされなかった場合
- 別表1に定める保証期間中であっても、別表2に定める保証限度額を満たす保証事由が発生した場合
- 保証書を紛失した場合（但し、再発行手続きにて継続可能とする）
- 建物が倒壊した場合
- 建物所有者を協会への通知なく変更した場合

## 第10条（通知義務）

被保証者は、工事目的物の破損を発見した場合、または結露の恐れがある場合、損傷の拡大を防止するとともに遅滞なく協会または会員に通知しなければなりません。

- 被保証者が前項に反して、正当な理由なく損傷の拡大を防止しなかった場合、協会は、当該防止を怠ったことにより、第3条（保証対象及び期間）に定める保証責任を免れるものとします。
- 被保証者が第1項に反して、正当な理由なく通知しない場合または通知が遅れた場合は、協会は、当該通知がなかったこと、また遅れたことにより第3条（保証対象及び期間）に定める保証責任を免れるものとします。

## 第11条（有償点検）

協会は、前条の規定に基づき協会または会員に通知があったときは、すみやかに工事目的物を点検し、工事目的物の結露を防止するため必要な応急措置を有償にて実施します。

2 協会が必要と認めるときは、協会自らまたは会員である施工業者をして工事目的物の不具合を防止するための必要な応急措置を有償にて実施します。

## 第12条（保証債務履行）

協会は第11条（有償点検）に基づき、保証責任が発生した場合は、第3条及び第4条に従い、保証債務の履行を行うものとします。また被保証者は保証書を修補担当者もしくは協会に提示するものとします。

## 第13条（保証債務履行請求権の譲渡の禁止）

被保証者は、当該工事件の所有権の異動が発生した場合は、協会に対する債務補償請求権を当該工事件の新たな所有者等に譲渡することができない事とします。

但し、非保証者の2親等まで変更可能とし、保証書の再発行手続きをもって保証の継続をできる事とします。

## 第14条（当事者の協議）

この約款に定めのない事項については、被保証者、協会の協議によるものとします。

## 第15条（訴訟の提起）

この保証契約に関する訴訟は、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

別表1 保証対象と保証期間

保証対象 工事の種類	保証対象 工事の部位	保証期間
ファイバーエースの使用をした請負工事（新築・リフォーム）であり、発注者毎の同一事業所の単一工事。	当協会の定める認定断熱材（ファイバーエース）を施工した壁体部位と、認定断熱材を保証部位とする。	保証書記載の発効日より10年とする。但し更新は2回までとし最長30年とする。

別表2 保証内容と保証限度額

保証事由	保証範囲	保証限度額
当協会認定店による施工であり、協会が指定する施工講習を終了した会員の施工で、施工完了報告書と保証書発行申請書が提出され、協会が保証書を発行の後、当協会の認定断熱材の結露の原因による、壁体など他の部分へ損害が発生した場合。	当協会会員による協会の施工基準書に基づいた施工あり、当協会の定める認定断熱材を使用し、適切に行われた施工あり、且つ施工報告書通りの施工である場合で、施工完了後に当協会の発行した保証書記載の発効日以降に発生した事故に対して、当該部位に関わる補修工事金額を上限とする。	請負工事毎の同一事業所の単一工事における一棟あたり500万円を限度とする。